

秋田県大潟村と東京農業大学の包括連携協定書

秋田県大潟村（以下「甲」という。）と東京農業大学（以下「乙」という。）は、次の通り包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと人材の育成、農業の振興、環境の保全、並びに豊かな地域づくりと地方創生のため、相互に協力することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について、相互に連携・協力するものとする。

- (1) 人材の相互育成と教育に関する事項
- (2) 農業の振興に関する事項
- (3) 地域資源を活かした6次産業化と再生可能エネルギーに関する事項
- (4) 農村の豊かな暮らしと食・健康に関する事項
- (5) 就農及び就職支援と移住定住に関する事項
- (6) その他両者が必要と認める事項

（有効期限）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から原則3カ年とする。ただし、この協定書の有効期限満了日の30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとする。

（協議）

第4条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

（秘密保持義務）

第5条 甲、乙は、本活動の実施に当たり知り得たすべての情報（以下「秘密情報」という。）を本協定履行の目的以外に使用してはならない。但し、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外されるものとする。

- (1) 開示の時点で、公知であった情報。
- (2) 開示の時点で、情報受領者が既に取得していた情報。
- (3) 開示後に、情報受領者の責によらない事由で、公知となった情報。
- (4) 開示後に、第三者からの秘密保持義務を負うことなく入手した情報。
- (5) 国又は地方公共団体から、法令に基づいて開示を要求された情報。

2 甲、乙は、秘密情報を情報開示者の書面による事前の同意なしに第三者へ漏洩又は開示してはならない。

以上、この協定締結を証するため、協定書2通を作成し、甲・乙署名捺印の上、各々1通を保有する。

2020年3月31日

甲 秋田県南秋田郡大潟村字中央1番地1
大潟村 村長

高橋 浩人

乙 東京都世田谷区桜丘一丁目1番1号
東京農業大学 学長

高野 克己

